【資料１】

基政発０７１９第１号
基監発０７１９第１号
国 自 貨 第 ３ ８ 号
令和４年７月１９日

都道府県労働局労働基準部長　殿
各運輸局自動車交通部長等　殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
厚生労働省労働基準局監　督　課　長
国土交通省自 動 車 局貨　物　課　長
（ 公 印 省 略 ）

令和４年度の「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」の実施事項について

平成 27 年度から中央及び各都道府県に設置している「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」（中央に設置している協議会を「中央協議会」、都道府県に設置している協議会を「地方協議会」という。以下同じ。）では、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の策定や「パイロット事業」等の実証実験による取組の深掘り、さらに、荷待ち件数が特に多い輸送分野（加工食品、飲料・酒、建設資材、紙・パルプ、生鮮食品（生乳））等において、輸送品目ごとの課題整理や改善策の検証を実施し、サプライチェーン全体での課題解決に取り組んだところである。

今後、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に基づき、自動車運転の業務について令和６年度から時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、自動車運転者の長時間労働の改善と生産性向上の取組を荷主と連携して更に加速させていく必要があり、これまでの中央協議会や地方協議会で取り上げられた課題について、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一丸となって、解決に向けて取り組んでいくことが重要である。

ついては、今年度の地方協議会において重点的に取り組む事項、関係省庁との連携を強化して取り組む必要がある事項について、下記のとおり通知するので、必要な対応をされたい。

記

１　今年度の重点取組事項について
（１）今年度の輸送分野別の検討について

①　対象輸送分野

各地方協議会事務局（運輸支局、都道府県労働局及び都道府県トラック協会をいう。以下同じ。）は、これまでの地方協議会での課題整理や過去の実証事業を通じて浮き彫りとなった課題、輸送分野ごとに顕在化している課題等に対し、１つ以上の輸送分野における課題の整理及び課題に対する改善策の活用等を検討すること。検討の対象とする輸送分野（以下「対象輸送分野」という。）は、各地方の状況に応じ、次の（ア）～（オ）のいずれかにより選定すること。なお、選定に当たっては、下記２において工程表作成及びＫＰＩ設定が行われることを考慮し、中長期的な取組を見据えて検討すること。

（ア）令和元年度に実施した待機時間・附帯作業に関する調査の都道府県別の結果に基づき、各都道府県における待機時間が特に長い輸送分野（別添資料参照）

（イ）令和２年度に実施した積載効率に関する調査の輸送品目別及び都道府県別の結果に基づき、各都道府県における積載効率の改善が必要（※）な輸送分野（別添資料参照）

※　令和元年度の数値が平成 22 年度の数値と比較し、概ね約５％以上低下している輸送分野を目安とする。

（ウ）過去の重点取組事項や実証事業のフォローアップを実施する必要があると考えられる輸送分野

（エ）「加工食品、飲料・酒」、「建設資材」及び「紙・パルプ」の中で、各輸送品目別のガイドライン（※）で示した『今後の取組みの方向性』に沿って取組を行う輸送分野

（オ）各地方協議会事務局が取組事項として特に必要と認めた輸送分野

※　令和２年５月策定（「加工食品物流編」は令和３年４月に「加工食品、飲料・酒物流編」に改訂）「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン　加工食品物流編」、「同　建設資材物流編」、「同　紙・パルプ（洋紙・板紙分野）物流編」、「同　紙・パルプ（家庭紙分野）物流編」

②　荷主等の関係者の参画について

ｉ）これまでの地方協議会において議論された課題について、運送事業者と荷主による取組を加速化させるとともに、過去の実証事業等を通じて浮き彫りとなった輸送分野における課題の解決に向けた取組や上記①により選定した対象輸送分野についての検討が効果的なものとなるよう、荷主との更なる連携強化を図っていく必要がある。

そこで、各地方協議会事務局は、対象輸送分野の発・着荷主を含むサプライチェーン全体の関係者はもとより、地方協議会に現在参画していない荷主企業所管省庁の地方支分部局や荷主団体等について、地方協議会への参画を積極的に働きかけること。

なお、中央（厚生労働省本省及び国土交通省本省をいう。）においても経済産業省や農林水産省と連携し、各地方協議会の要請に応じて荷主企業所管省庁

の地方支分部局や荷主団体等が参画するよう働きかけることとする。

ⅱ）地方協議会事務局からの働きかけに当たっては、各地方において課題の多い輸送分野の関係者や影響力の大きい荷主等を中心に、トラック運送事業における長時間労働の実態や荷主等との連携の必要性を丁寧に説明したうえで、地方協議会への参画を打診すること。

ⅲ）各地方協議会事務局は、地方協議会委員の所属する団体の会員事業者や地方協議会に参画する関係者等に対するヒアリングを通じて、荷主と運送事業者の実取引における実態や未解決の課題についての把握・整理を行うこと。特に、荷主と運送事業者の連携によって課題解決が図られた好事例があるか、あるいは、荷主と運送事業者が連携できていない場合にどのような課題があるかについて、重点的にヒアリングを行うこと。

③　対象輸送分野の報告

各地方協議会事務局は、それぞれ各地方協議会事務局を管轄する地方運輸局等（地方運輸局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）に、選定した輸送分野を報告すること。各地方運輸局貨物課等は令和４年９月 30 日（金）までに各地方協議会の対象輸送分野について取りまとめたうえで、自動車局貨物課まで報告すること。

④　対象輸送分野と実証事業の関係について

下記（２）の実証事業を実施しようとする地方協議会は、当該実証事業に関わる輸送分野を対象輸送分野として選定すること（そのうえで他の輸送分野も検討の対象とすることは差し支えない。）。

⑤　地方協議会の開催方法について

地方協議会の開催方法は、対面開催のほか、オンライン開催等も考えられるところ、地域における新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、各地方協議会事務局及び各地方協議会事務局を管轄する地方運輸局等において検討の上、適切な開催方法とすること。

（２）新たな実証事業について

①　実証事業の実施に向けた調整

令和４年１月に実施した令和４年度実証事業の実施希望調査において、実証事業の実施を希望した各地方協議会事務局は、これまでの地方協議会での課題整理や過去の実証事業を通じて浮き彫りとなった課題、輸送分野ごとに顕在化している課題等に対し、荷主や運送事業者と協同して、各地方の状況に応じた課題解決の方策に向けた実証事業を実施すること。

実証事業の対象集団の選定に当たっては、実施地域におけるサプライチェーンに関係する発・着荷主、元請運送事業者及び下請運送事業者等、実証事業の実施に必要な関係者を選定することとし、特に、着荷主が参画するように努めること。

実証事業の効果検証は定量的に評価するとともに、可能な限り環境負荷軽減の観点（CO2 排出量など）からも効果検証を行うよう検討すること。

年度当初に「自動車運送事業市場環境整備推進調査費」を配賦された地方運輸局等においては、コンサルティング業務を受託する事業者（以下「受託業者」という。）との契約など必要な調整を進めること。

全日本トラック協会「令和４年度トラック輸送における働き方改革推進費」の活用を検討している各地方協議会事務局は、全日本トラック協会への申請の前に、自動車局貨物課に相談の上で活用の検討を進めること。

実証事業の実施を希望する各地方協議会事務局は、事業の実施を希望する対象集団、実施地域、実施内容、実施希望時期の調整結果を地方協議会に諮ったうえで、各地方協議会事務局を管轄する地方運輸局等に報告すること。

地方運輸局等は令和４年９月 30 日（金）までに各地方協議会で実施する実証事業について取りまとめたうえで、自動車局貨物課まで報告すること。

② 実証事業の検討体制

各地方協議会事務局は、対象集団を構成する事業者及び受託業者等と連携を密にして、問題点の把握や改善方法の検討・提案等を行うこと。また、地方協議会は対象集団に対して、トラック運転者の長時間労働の改善に向けて、荷主や運送事業者の生産性向上や取引適正化が図られるよう必要な助言等を行うこと。

③ 実証事業の実施内容

実証事業の実施内容は、これまでの地方協議会での課題整理や過去の実証事業を通じて浮き彫りとなった課題、輸送分野ごとに顕在化している課題等について、サプライチェーン全体で課題解決に取り組むもの、地域特有の輸送品目や課題が顕在化している輸送品目に関して取り組むもの、影響力の大きい荷主と連携して課題解決に取り組むべきものに区分して実施内容を調整することが望ましい。

また、受託業者が改善策を提示する際には、当該改善策の実現可能性やその実現のための所要期間、費用対効果の見込みについても提示させることで、荷主と運送事業者の費用負担面や労務負担面も考慮した取引環境の適正化等を促すものとする。

④ 実証事業の公表・展開策

実証事業の取組内容は、地方協議会で共有し公表する予定であることについて、参画する荷主や運送事業者の了解を必ず得ること。なお、公表に当たっては、匿名としても差し支えない。

また、実証事業において得られた知見については、実証事業の概要として「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン事例集」（以下「事例集」という。）への追加掲載を予定していることから、可能な限り受託業者との契約に事例集へ追加掲載する資料の作成を含めること。さらに、地方協議会においても、実証事業の対象集団以外の者への改善策の共有・展開につ

いて、効果的な方策を検討すること。

２　重点取組事項のＰＤＣＡについて

上記１（１）、（２）の今年度の重点取組事項が、令和６年度から適用される時間外労働の上限規制に向けて効果的な取組となるよう、各地方運輸局等は管轄する各地方協議会の取組について、別添様式１を用いてＰＤＣＡサイクルによる継続的な改善を行うこと。この際、ＰＤＣＡを効果的に実施できるよう、別添様式２を用いて令和６年度から時間外労働の上限規制が適用されることに向けた改善のための工程表を作成し、中長期の取組となるような目標及び指標（ＫＰＩ）を設定するよう努めること。

なお、地方運輸局等は取りまとめた別添様式１・２を令和５年４月末日までに自動車局貨物課に報告すること。

３　トラック運送事業者に対する労働時間等説明会について

今年度も、トラック運送事業者に対する改正労働基準法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知や理解の促進に向けて、労働基準監督署において労働時間等説明会を開催することとしている。また、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第７号）のうち貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に係る部分についての検討が進められており、今後、同基準の改正が予定されている。これらのことを踏まえ、説明会の内容や進め方等について地方協議会の場を活用する等により、必要な意見交換を行うこと。なお、意見交換については、都道府県労働局が主体となって行うこととする。

４　周知事項について

（１）異常気象時における輸送の安全確保

大雪や台風などの異常気象時において、運行経路の変更や運行の中止等の柔軟な対応を行うこと、在庫の積み増しなどの物資融通を行うことについて、国土交通省本省、農林水産省本省及び経済産業省本省の連名で荷主団体宛てに要請文書を発出しているため、本取組みについて各地方協議会においても共有・周知すること。また、必要に応じて、気象情報や道路情報等を掲載する全日本トラック協会のホームページも共有・周知すること。

〇全日本トラック協会ＨＰ：

・https://jta.or.jp/member/anzen/snow.html

・https://jta.or.jp/member/bath.html

（２）標準的な運賃

「標準的な運賃」の告示（※）を契機として荷主と運送事業者の「取引の適正化」を図るためには、運送事業者が「標準的な運賃」の趣旨を理解するだけでなく、荷主をはじめとした物流に携わる者においても、ドライバーの人件費をはじめ、法令を遵守して持続的に運送事業を行っていくうえで必要となるコスト等のあり方について、理解を得ることが不可欠であることから、「標準的な運賃」について地方協議会

の場においても地域の荷主や運送事業者等に対する積極的な周知を行うこと。

※　一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めた件（令和２年国土交通省告示第 575 号）

（３）適正な運賃収受のための荷主周知活動

今般の燃料価格等の上昇により、貨物自動車運送事業者の経営に影響を与える状況が生じていることから、貨物自動車運送事業者の適正な運賃収受について、いっそうの促進を図るため、改めて、「標準的な運賃」の設定や燃料サーチャージの導入等により、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しが行われるよう、地方協議会の場を活用して周知すること。

併せて、昨年 12 月に策定された「転嫁円滑化施策パッケージ」（※１）、本年４月に策定された「総合緊急対策」（※２）について、取りわけ貨物自動車運送事業者にも大きく関係する以下の施策に係る積極的な周知を行うこと。

・燃料油価格激変緩和補助金（https://nenryo-gekihenkanwa.jp/）
・独占禁止法上の「優越的地位の濫用」や下請代金法上の「買いたたき」などに対する取締りの強化（https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html）
・パートナーシップ構築宣言（https://www.biz-partnership.jp/）
・地方創生臨時交付金「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の創設（https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/pdf/220502_setsumei.pdf）

※１「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について」（令和３年 12 月 27 日付閣議了解別紙２）（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/partnership_torikumi_set.pdf）
※２「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」令和４年４月 26 日付「原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議」決定（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/genyukakaku_bukkakoutou/pdf/honbun.pdf）

（４）荷主等への要請について

①　国土交通省本省による荷主等への「働きかけ」

違反原因行為（トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為）をしている疑いのある荷主等（元請けを含む。以下同じ。）に対して、関係省庁と連携してトラック運送事業者のコンプライアンスの確保には荷主の配慮が重要であることについて、理解を求める「働きかけ」を行っており、荷主等が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由等がある場合には、「要請」や「勧告・公表」を行うことになっている。

このような違反原因行為の疑いのある情報の提供先として、従前からの「荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに関する意見等の募集窓口」（https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000043.html）に加えて、地方貨物自動車運送適正化事

業実施 機関が行う巡回指導等でも情報収集に努めていることについて、十分な周知と積極的な活用に向けた呼びかけを行うこと。

また、荷主等が貨物自動車運送事業者から燃料費等の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、独占禁止法や下請代金法に違反するおそれがあるとともに、上記「働きかけ」「要請」「勧告・公表」の対象としていることについて、改めて積極的な周知と情報提供の呼びかけを行うこと。

② 労働基準監督署による荷主等への要請（予告）

厚生労働省本省において、荷主に対する取組として、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めることや、運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知することについて、労働基準監督署から配慮を要請すること等を検討しているところである。その内容が確定した後、これを都道府県労働局に通知し、周知を依頼する予定であるので、あらかじめ了知されたい。

（5）「ホワイト物流」推進運動

「ホワイト物流」推進運動については、本運動をさらに推進し、より多くの企業に、とくに各地方において影響力の大きい荷主企業に本運動へ参画いただけるよう、引き続き地方協議会の場においても地域の荷主や運送事業者等に対する積極的な周知及び参画の呼びかけを行うこと。

また、国土交通省が「『ホワイト物流』推進運動ポータルサイト」（https://white-logistics-movement.jp/）を開設していることについて引き続き周知を行うこと。

（6）「加工食品、飲料・酒」「建設資材」「紙・パルプ」物流ガイドライン

令和３年４月に改訂した「加工食品、飲料・酒」物流ガイドラインについては、国税庁・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省の各本省の担当課室の連名で関係する業界団体に対して同年５月に周知の依頼を行ったところであるが、地方協議会においても、「加工食品、飲料・酒」物流ガイドラインの周知はもとより、「建設資材」「紙・パルプ」物流ガイドラインについても改めて地方協議会の委員や各輸送品目に係る業界団体等を通じた周知・浸透を図ること。なお、ガイドラインにおいては、輸送品目ごとに示している課題や改善策が異なるため、関係者への周知に当たっては、効果的に情報提供するよう留意すること。

（7）運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）

制度の認証実施団体である一般財団法人日本海事協会が情報提供のためにウェブサイト（https://www.untenshashokuba.jp/）を開設しているところであり、多くのトラック運送事業者に申請していただけるよう、地方協議会の場においても本制度について積極的な周知を行うこと。

（8）トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

厚生労働省において、荷主・運送事業者・国民向けに、令和元年９月に「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」（https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/）を開設しており、荷主や運送事業者等に対する情報を随時掲載していることから、地方協議会の場においても地域の荷主や運送事業者等に対する積極的な周知を行うこと。

（９）トラック運転者の長時間労働改善特別相談センターの開設について

厚生労働省本省委託事業において、荷主・運送事業者向けに、トラック運転者の長時間労働改善のための労務管理の相談や付随する取引環境の改善の相談に対応することを目的とする「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」を本年８月に設置予定であるため、地方協議会の場において地域の荷主や運送事業者等に対する積極的な周知を行うこと。

以上